

## 京都市歴史的景観の保全に関する検討会開催要綱

平成26年 8月 1日 決定  
平成27年11月19日 改訂  
平成28年6月21日 最終改訂

## (趣旨)

第1条 京都の景観上、重要な要素となる世界遺産、寺社等とその周辺の景観に関する総点検を行い、良好な景観を保全するために必要な措置を具体化するにあたり、調査対象や方法、課題の抽出、対応策等について、多様な観点から意見聴取を行うため、京都市歴史的景観の保全に関する検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

## (検討事項)

第2条 検討会における検討事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 京都の景観において重要な要素の周辺等における総点検に関すること。
- (2) 景観重要建造物等への指定候補リストの作成に関すること。
- (3) 歴史的景観の保全に関する現状の課題の整理と地域特性に応じた対応策の整理に関すること。
- (4) 継続的に景観を点検する手法に関すること。
- (5) 歴史的景観の保全に関する具体的方策に関すること。

## (委員の構成)

第3条 委員は、検討会に必要な学識経験のある者、景観や文化等に関して優れた知識を有する者、その他市長が適当と認める者のうちから、市長が依頼する。

2 前各項に規定により依頼する委員の人数は、15人以内とする。

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、就任の日から平成29年3月31日までとする。

## (座長)

第5条 検討会には、座長及び副座長を置く。

2 座長及び副座長は、委員のうちから市長が指名する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (運営)

第6条 検討会は、市長が招集する。

2 検討会の進行は、座長が行う。

3 座長は、必要に応じて委員以外の者に対して、意見の陳述、説明、その他必要な協力を求め

ることができる。

(検討会の公開)

第7条 検討会は、原則公開とする。ただし、市長が必要と認める場合は、京都市情報公開条例第7条に基づき、非公開とすることができる。

(秘密を守る義務)

第8条 委員は、検討会で知り得た秘密を漏らしてはならない。任期を終えた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 検討会の庶務は、都市計画局都市景観部景観政策課において行う。

(補則)

第10条 本要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、都市計画局都市景観部長が定める。

附 則

この要綱は、決定の日から実施する。